

2024 年度 第 2 回 環境共生部会 レジメ

日時：2024 年 5 月 7 日（火）13：00～14：00

場所：OBP 協議会事務所 ※zoom 併用

【議 題】

1. OBP Blooming Place の拡張について

(ア) 国の補助金交付の位置づけ（ウオーカブル推進計画等）の確認・共有について

都市再生整備計画区域指定、事業の位置付け（滞在環境整備事業）、目標、目標指標 等

※資料の「補助金交付申請書」は国と調整中の案です。

(イ) 拡張スケジュール案（version 2）について

(ウ) 事業委託契約の方向性の検討について

(エ) その他

2. OBP Blooming Place の維持管理について

(ア) 2024 年度維持管理業務の委託契約の締結について（報告）

(イ) 植栽維持管理報告（4 月度）

3. 環境共生部会の定例開催日時の変更について

4. その他

5. 環境共生部会長のごあいさつ（2024 年 5 月で任期満了）

次回 2024 年度第 3 回 環境共生部会開催予定

日時：2024 年 6 月 4 日（火）： ～：

場所：OBP 協議会事務所 ※zoom 併用

2024 年度
第 2 回 環境共生部会

【資料】

日時 : 2024 年 5 月 7 日 (火) 13:00~14:00

場所 : OBP 事務局 + オンライン (Zoom)

様式第 1 補助金交付申請書

様式 1－1

		番	号
		令和 6 年	月 日
国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿			
申 請 者 一般社団法人大阪ビジネスパーク協議会			
令和 6 年度都市局所管補助金交付申請書			
令和 6 年度都市局所管補助事業について、補助金の交付を受けたいので、 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 5 条の規定により、関係 書類を添え別紙のとおり、申請します。			
都市再生推進事業（まちなかウォーカブル推進事業）		1 件	

- （備考） 1 本様式に様式 1－2、様式 1－3 の表をあわせたものが申請書である。
なお、以下の各事業等については別途定めた各様式を添付すること。
- ・安全市街地整備道路事業（市街地再開発事業等）……………様式 1－4
 - ・市街地再開発等事業計画を定める場合……………様式 1－5
 - ・都市再生区画整理統合補助事業……………様式 1－6
 - ・都市防災総合推進事業……………様式 1－7
 - ・国際競争拠点都市整備事業（公共公益施設整備型）……………様式 1－8
 - ・国際競争拠点都市整備事業（国際競争流通業務拠点整備事業）……………様式 1－9
 - ・グリーンインフラ活用型都市構築支援事業……………様式 1－10
- 2 事業名は、事業種別に従って記入するものとし、国庫債務負担行為に係る事業にあつては（ ）内に「(国庫債務負担行為)」と附記すること。
- 3 市街地再開発事業費補助（都市再開発支援事業に係るものに限る。）、都市・地域交通戦略推進事業、国際競争拠点都市整備事業及びグリーンインフラ活用型都市構築支援事業において、協議会が施行する場合には、申請者欄に協議会の名称及び代表者名を記載こと。また、協議会の代表者が原本証明した協議会の定款の写しを添付すること。
- 4 地下街防災推進事業については、申請者欄に地下街管理会社又は協議会の名称及び代表者名を記載すること。
- 5 まちなかウォーカブル推進事業については、都市再生推進事業制度要綱第 4 2 条に規定するウォーカブル推進計画を添付すること。

申請

令和6年度補助金交付額表
決定

(まちなかウォークابل推進事業) (単位：千円) 事業主体名 一般社団法人大阪ビジネスパーク協議会

番 号	補 助 事 業 等 の 名 称			補助金額	摘 要
	事 業 名	都 市 名	箇 所 名		
1	都市再生・地域再生整備	都市再生推進	大阪市	1,700	
	合 計			1,700	

- (備考) 1 本表は、別に2部作成し、提出すること。
- 2 事業名は、国の歳出予算の「項」及び「目の細分」を
例) 国営公園等 都市公園 、 例) 地域連携道路 街路
のように記載すること。道路事業にあつては、摘要欄に工種等を記載すること。
- 3 国庫債務負担行為に係る事業にあつては、「摘要」欄に補助金の各年度割額を記入すること。
- 4 土地区画整理事業（組合等施行）等間接補助事業の場合には、摘要欄に間接補助事業名を記載すること。
- 5 都市再生推進事業（都市再生区画整理事業（都市再生区画整理統合補助事業に係るものに限る。）を除く。）及び交通結節点改善事業については、箇所名欄に地区名を記載し、摘要欄に箇所名を記載すること。
- 6 都市公園等統合補助事業については、摘要欄に統合補助事業名を記載すること。
- 7 都市防災総合推進事業については、箇所名欄は空欄とすること。
- 8 国際競争拠点都市整備事業（公共公益施設整備型）については、箇所名欄に地域名を、国際競争拠点都市整備事業（国際競争業務継続拠点整備事業）については、箇所名欄に国際競争流通業務拠点整備事業計画名を、国際競争拠点都市整備事業（国際競争業務継続拠点整備事業）については、箇所名の欄にエネルギー導管等整備計画名を記載すること。

令和 6 年度補助事業箇所別表（交付申請）

		番 号 1	
補助事業等の名称／目的及び内容		補 助 金 の 算 出 方 法	
事業名	都市再生推進 （まちなかウォークア ブル推進事業）	工事費計（A）	3,400,000
箇所名	大阪ビジネスパーク地区	控除額（B）	-
事業認可告示年月日	令和 6 年 1 月 15 日	補助基本額（C）=（A）-（B）	3,400,000
事業施行期間	令和 6 年度～令和 7 年度	補 助 率	1/2
工事施行延長又は面積	80m ²	補助金額（D）	1,700,000
用地面積及び物件戸数等		摘 要	
事業完了予定期日	令和7年3月31日		
経 費 の 配 分			
本 工 事 費	-		
附 帯 工 事 費			
測 量 設 計 費	3,400,000		
用 地 費 及 補 償 費	-		
船 舶 及 機 械 器 具 費	-		
換 地 諸 費	-		
権 利 変 換 諸 費	-		
工事費計（A）	3,400,000		

（備考） 1 事業名は、国の歳出予算の「目の細分」を 例）街路、例）土地区画整理のように記載すること。

なお、都市再生推進事業（一般会計）については、（ ）書きで事項名 例）都市再生総合、例）都市再生区画を記載すること。

2 事業認可告示年月日及び事業施行期間は、都市計画事業の認可（又は承認）の告示年月日及びその施行期間を記載すること。

ただし、次の表の左欄に掲げる事業については、右欄に掲げる年月日及び期間を記載すること。

都市再生区画整理事業（都市再生区画整理統合補助事業に限る。）	都市再生区画整理統合補助事業計画の当初同意年月日及び都市再生区画整理統合補助事業期間
都市防災総合推進事業	都市防災事業計画の当初同意年月日及び都市防災事業計画期間
国際拠点都市整備事業（公共公益施設整備型）	都市再生特別措置法第19条の2の規定に基づく整備計画の作成年月日、事業施行期間は空欄
国際拠点都市整備事業（国際競争流通業務拠点整備事業）	国際競争流通業務拠点整備事業計画の認定年月日、事業施行期間は空欄
国際拠点都市整備事業（国際競争業務継続拠点整備事業）	エネルギー導管等整備計画の認定年月日
地下街防災推進事業	地下街防災推進計画の大臣同意年月日及び地下街防災推進計画期間
まちなかウォークアブル推進事業	まちなかウォークアブル推進計画の当初提出年月日及びまちなかウォークアブル推進計画期間
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	グリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画の当初提出年月日及びグリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画期間

- 3 「経費の配分」欄のうち、必要のない費目は削除してさしつかえない。なお、第二種市街地再開発事業の経費の配分については、「管理処分諸費」の費目を設けること。
- 4 都市公園事業等同一の事業で補助率が異なる事業については、「経費の配分」及び「補助金の算出方法」欄を補助率ごとに縦に分割し（例えば、都市公園事業については施設費分は左欄、用地費分は右欄）記載すること。
- 5 補助基本額をこえた額で事業を実施する場合は、当該工事設計書の総事業費の額を「事業費」欄に、事業費と補助基本額との差額を「控除額」欄に記載すること。なお、この場合には、施越工事費等の控除額の説明を記載すること。
- 6 当該補助事業が、国庫債務負担行為、全体設計又はいわゆる施越工事に係る工事である場合は、「摘要」欄に記載例2）～4）のように記載すること。
- 7 前項の場合、全体設計に関してはその承認に係る様式17—2の全体設計表の写し、施越工事に関しては、「いわゆる「施越工事」に対する実施設計承認申請について」（昭和49年4月10日付建設省都総発第106号都市局長通達）様式第2の実実施設計表

に準じて作成した「過年度施越工事出来高表」を当該本表の次に添付すること。

- 8 土地区画整理事業（組合等施行）等間接補助事業の場合には、摘要欄へ間接補助事業者名を記載すること。
- 9 都市公園等統合補助事業については、箇所（地区）ごとに別様で作成し、事業名の下に（ ）書きで統合補助事業名を記載すること。
- 10 都市再生区画整理事業（都市再生区画整理事業統合補助事業に限る。）、国際競争拠点都市整備事業（公共公益施設整備型）、まちなかウォークアブル推進事業及びグリーンインフラ活用型都市構築支援事業については、箇所名欄に地区（地域）名を、国際競争拠点都市整備事業（国際競争流通業務拠点整備事業）については、箇所名の欄に国際競争流通業務拠点整備事業計画名を、国際競争拠点都市整備事業（国際競争業務継続拠点整備事業）については、箇所名の欄にエネルギー導管等整備計画名を、無電柱化推進事業については、箇所名の欄に箇所名及び無電柱化推進計画名を、道路更新防災等対策事業については、箇所名及び長寿命化修繕計画名を記載すること。
また、補助率の異なる要素事業を含む地区（地域又は計画）の場合は、補助率欄に当該補助率を列挙すること。
- 11 都市防災総合推進事業については、箇所名欄は空欄とすること。また、補助率の異なる要素を含む都市の場合は、「補助率欄」に当該補助率を列挙すること。
- 12 国際競争拠点都市整備事業（国際競争流通業務拠点整備事業）については、同一の事業計画で補助申請者が異なる場合は、他の補助申請者の補助対象事業名及び補助金額を摘要欄に記載すること。

測 量 設 計 費 内 訳 表



測 量 設 計 費 合 計 額				3,400,000 円			
工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量 設計費					円	円	
	委 託 料	社会実験	式	1	—	3,400,000	
	計					3,400,000	



ウォーカブル^{す い し ん け い か く}推進計画
大阪^{お お さ か}ビジネスパーク(OBP)地区^{ち く}

いっ ぱ ん し ゃ だ ん ほ う じ ん お お さ か
一般社団法人大阪^{お お さ か}ビジネスパーク^{き ょ う ぎ か い}協議会

令和6年1月

ウォーカブル推進計画の目標及び計画期間

様式(1)－②

都道府県名	大阪府	市町村名	おおさかし 大阪市	地区名	おおさか 大阪ビジネスパーク(OBP)地区	面積	26	ha
計画期間	令和	6	年度	～	令和	7	年度	
				交付期間	令和	6	年度	～
					令和	7	年度	

目標
目標1:ターミナル駅である京橋駅と大阪城公園との緊密な連携を確保するため、建物低層部、公開空地、道路等を活用した連続性のあるにぎわい豊かな歩行者空間を整備 目標2:河川に囲まれた地区として水辺空間の親水性を向上させるためのにぎわい空間の整備
目標設定の根拠
まちづくりの経緯及び現況 一日の乗降客数が約50万人と大阪第四のターミナルである京橋駅と、大阪を代表する観光地である大阪城公園に隣接した、オフィスやホテル、ホール群を擁する大規模な面開発エリアである大阪ビジネスパーク(OBP)地区は、大阪城公園と一体となった公園の中のビジネス街を目指して国内ではじめて個人施行で行われた「大阪ビジネスパーク土地区画整理事業」により整備が進められており、マスタープランに基づくスーパーブロック開発・建築協定・総合設計制度の活用により1986年にまちびらきより約40年が経過し緑豊かなエリアが実現されている。 その後、梅田や中之島、なんば、天王寺・阿倍野エリアの大規模な面開発が進み、平成6年には大阪市内で働いてみたいエリアでトップであったOBPは、平成26年にはトップ10からも脱落しビジネスエリアとしてのイメージが低下。エリア間競争力を強化するため、平成23年度環境省サステナブル都市再開発促進モデル事業に採択されたタイミングで、地権者と学識経験者、行政が参加した「OBPリノベーション事業推進協議会」を設立し、低炭素化にむけたOBPリノベーション指針(案)を策定。既存都市のリノベーションモデルとなるべく、立地企業の技術活用や実証アプローチを推進している。その後、平成24年度経産省スマートコミュニティ構想普及支援事業、平成25～27年度経産省次世代エネルギー技術実証事業、環境省CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業を推進し、立地企業の技術開発と開発技術のOBP地区内外への普及を推進している。 にぎわい創出のための取組としては、平成23年度に国交省「道路に関する新たな取り組みの現地実証実験」の位置づけを得て、道路を活用した街の魅力向上のため、3日間にわたり車道を全面封鎖し「OBPホコ天フェスタ」を実施。京橋駅～OBP間で平日・休日共約3,000人、OBP～大阪城公園間で平日約3,000人、休日約6,100人の増加を確認。昨今では、OBP地区内の植栽やあかり等の景観計画の策定や環境整備を推進している。 また、安心安全の取組として、平成24年1月に都市再生緊急整備地域に指定され、平成24～25年度内閣府都市再生安全確保計画策定支援事業において基礎調査を実施、平成26年度に都市再生緊急整備協議会を設立し都市再生安全確保計画を策定している。その後、OBP地区内での面的な避難訓練を実施し多数の他エリアからの視察等を受け入れるなど、OBP地区内の取組を強化しながらノウハウの外部への提供も実施している。
課題
・大阪ビジネスパーク地区はオフィスエリアとして多くのオフィスワーカーが利用しており、京橋と大阪城公園をつなぐパークアベニュー(道路空間)と連続する公開空地等の民地内空間や河川に囲まれた水辺空間があるものの、利用者に十分に活用されていないことから、高質な緑化空間の充実により、新たなビジネス空間・ワーカーの憩いの空間利用の促進が求められている。 また、夜間の照明が不足している等のことから夜間も安心して歩ける安心・安全な環境整備が求められている。 ・大阪市内第4のターミナルである京橋駅や大阪城公園が近接しており、京橋駅や大阪城公園における大規模イベント時に多くの来訪者があるものの大阪ビジネスパークに立ち寄る人が少なく、周辺拠点のポテンシャルを活かし、より人を誘引するための公共空間の質の向上・活用が求められている。
将来ビジョン(中長期) 都市再生緊急整備地域・大阪城公園周辺地域(121ha)のうち大阪ビジネスパーク駅周辺 【地域整備方針】 ・都市開発事業を通じて増進すべき都市機能に関する事項 国際的な業務・商業機能の充実・強化をはかりながら、来訪者にとってにぎわいと魅力が感じられる空間形成をはかり、複合的な国際拠点機能を形成 ・公共施設その他の公益的施設の整備及び管理に関する基本的事項 ターミナル駅である京橋駅と大阪城公園との緊密な連携を確保するため、建物低層部、公開空地、道路等を活用した連続性のあるにぎわい豊かな歩行者空間を整備 河川に囲まれた地区として水辺空間の親水性を向上させるためのにぎわい空間の整備 ・緊急かつ重点的な市街地の整備の推進に関し必要な事項 地域の事業継続性の確保のための災害に強いまちづくりの促進 大阪の大改革(エリア編)～「これからの大阪」 5.大阪城公園、森之宮、京橋・大阪ビジネスパーク(平成30年12月策定) 【将来像】 ・建物の大規模な改修・更新を迎えるにあたり、災害時などリスク発生時の業務継続性に強く、エリア全体の防災性や環境に配慮したまちとする。 ・公開空地等と一体となるようパークアベニューの活用を図るなど、歩行者空間を整備。 大阪都市魅力創造戦略2025「水都大阪 水辺の魅力空間づくり」(令和3年3月) 都市像ごとの施策項目及び主な施策 2 大阪ならではの賑わいを創出する都市 ①世界第一級の文化・観光拠点の形成・発信 ・大阪市内の重点エリア(大阪城・大手前・森之宮地区) ・水都大阪(水の回廊のさらなる活性化等)、光のまちづくりの推進(大阪・光の饗宴等)
一体型滞在快適性等向上事業及びまちなかウォーカブル推進事業の計画 滞在快適性等向上区域の考え方

京橋駅～OBP地区(パークアベニュー)～大阪城公園を中心とした街区を滞在快適性等向上区域として設定し、道路環境整備の推進、寝屋川及び第二寝屋川の公園空間の景観整備・安全性向上によりゆとりある歩行者空間を確保するとともに、沿道の民地内の滞在空間と一体となったオープンスペースの創出等により、官民一体となって居心地の良いまちなかを創出する。

滞在快適性等向上区域での取組

- ・京橋と大阪城公園をつなぐパークアベニューを、先行して整備されている民地内の滞在空間と合わせて新たなビジネス空間・ワーカーの憩いの空間の利用を促進するため、植栽等の再整備を実現する。
- ・パークアベニューと寝屋川の接点部に先行して整備されている民間の植栽整備と一体となった憩いの空間整備を官民連携して実現する。

目標を定量化する指標								
指 標	単 位	定 義	目 標と指標及び目標値の関連性	従前値		目標値		目標年度
				従前値	基準年度	目標値	目標年度	
歩行者交通量	人／12時間	パークアベニューに接続するツイン21前断面での歩行者交通量を実測	賑わい創出や円滑な交通環境整備により、歩行者交通量が維持できる。	8,628人／12時間(平日)	H23年度	従前値+2%		R10年度
イベント開催件数	件／年	OBP地区内で開催されるパークアベニューに面した屋外空間の活用を含むイベント件数	地区内外の交流人口の増加による沿道への賑わい創出がはかれる。	1件／年	R4年度	2件／年		R10年度
OBPへの愛着度	%	OBP地区内のワーカーで、OBPIに愛着・親しみを感じている、好きだと答えた比率(アンケート)	地区内への愛着、親しみをもったまちづくりの推進の実態が反映される。	62%	H31年度	75%		R10年度

計画区域の整備方針		方針に合致する主要な事業
目標1:ターミナル駅である京橋駅と大阪城公園との緊密な連携を確保するため、建物低層部、公開空地、道路等を活用した連続性のあるにぎわい豊かな歩行者空間を整備 に関する事項 ・京橋と大阪城公園をつなぐパークアベニューを、先行して整備されている民地内の滞在空間と合わせて新たなビジネス空間・オフィスワーカー・来訪者のための憩いの空間の利用を促進するため、植栽の再整備を実現する。		基幹事業 【滞在環境整備事業】パークアベニューにおける都市施設(都市計画道路)内の「OBP Blooming Place」整備運営事業(令和3年度～)(OBP協議会環境共生部会)
目標2:河川に囲まれた地区として水辺空間の親水性を向上させるためのにぎわい空間の整備 に関する事項 ・パークアベニューと川の接点部に先行して整備されている民間の植栽整備と一体となったオフィスワーカー・来訪者のための憩いの空間整備を官民連携して実現する。		基幹事業 【滞在環境整備事業】寝屋川河川空間/城見緑道公園内の「OBP Blooming Place」整備運営事業(令和3年度～)(OBP協議会環境共生部会)
その他		
【持続的な管理・運営のための取組】 ・京橋地区、大阪城公園地区(将来的には森之宮地区)との連携強化をはかり、イベント情報の連携を実施。(OBP協議会地域活性化分科会)		
【その他官民協働の取り組み事例】 ・城見緑道公園エリア安全性向上・景観改善社会実験(令和4年度)(OBP協議会都市再生部会、水都コンソーシアム) ・中之島にぎわいの森づくり 城見緑道公園への植樹(平成30年)及びライトアップ(DREAMS COME TRUE WINTER FANTASIA事業)(大阪府) ・国交省都市安全確保促進事業 災害時行動確認訓練(令和4年度)(OBP協議会安全安心部会)		
【協定制度等】 ・寝屋川沿いの緑道空間における大阪府アドトリバー制度、大阪市ふれあい花壇制度を活用した民間によるナチュラルスティックガーデン「OBP Blooming Place」整備運営事業(令和3年度～)(OBP協議会環境共生部会)		

目標を達成するために必要な交付対象事業等に関する事項

様式(1)-④

交付対象事業費	8	交付限度額	4	国費率	0.5
---------	---	-------	---	-----	-----

(金額の単位は百万円)

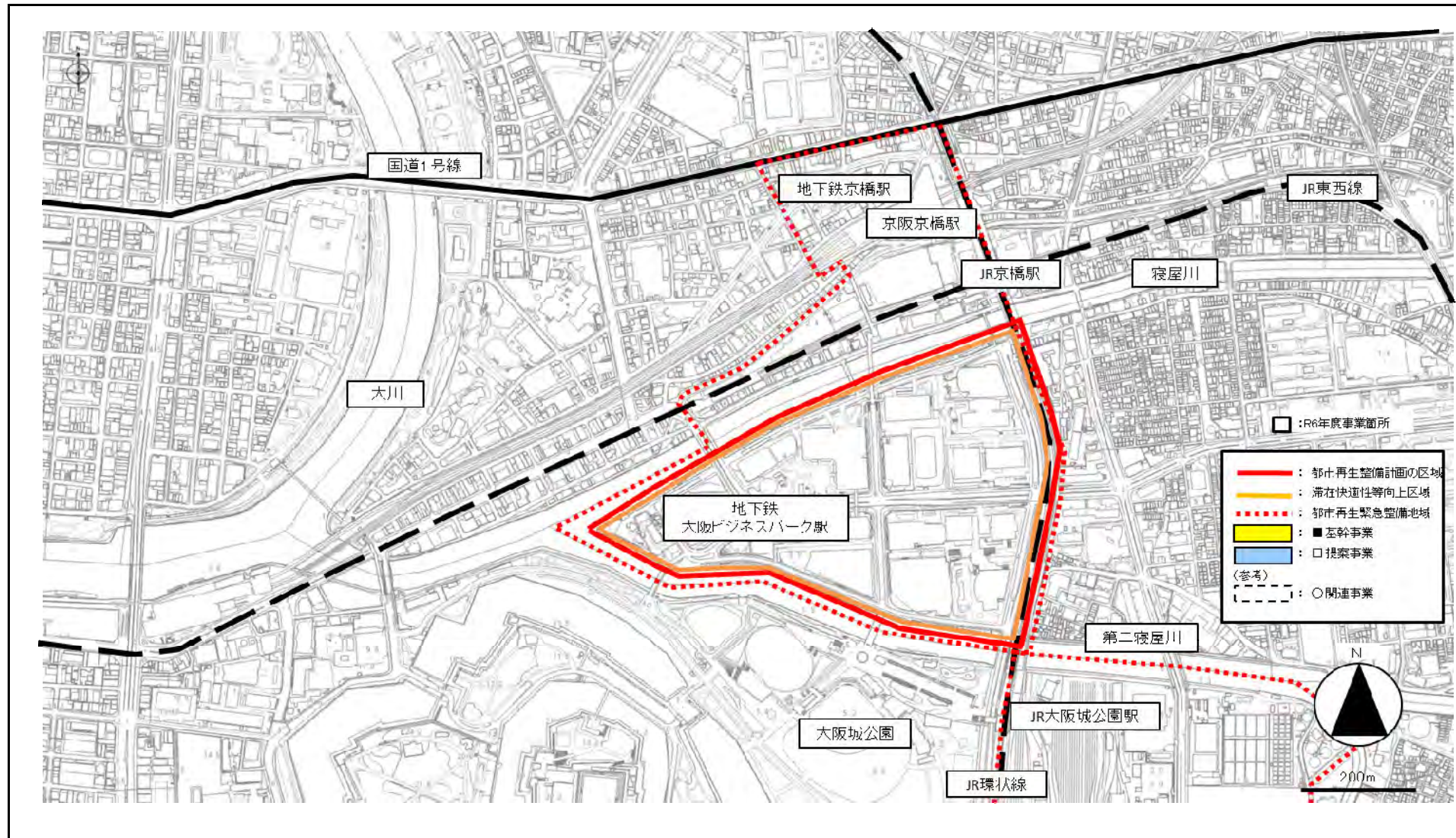
事業	細項目	事業箇所名	事業主体	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体 事業費	交付期間内 事業費	交付対象 事業費	費用便益比 B/C
					開始年度	終了年度	開始年度	終了年度				
道路												
公園												
駐車場有効利用システム												
地域生活基盤施設												
高質空間形成施設												
既存建造物活用事業												
土地区画整理事業												
市街地再開発事業												
バリアフリー環境整備促進事業												
街なみ環境整備事業												
エリア価値向上整備事業												
滞在環境整備事業		「OBP Blooming Place」整備運営事業	一般社団法人大阪ビジネスパーク協議会	約80㎡	令和3年度	令和15年度	令和6年度	令和7年度	28.0	8.0	8.0	
計画策定支援事業												
合計									28.0	8.0	8.0	…A

提案事業												
事業	細項目	事業箇所名	事業主体	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体 事業費	交付期間内 事業費	交付対象 事業費	
					開始年度	終了年度	開始年度	終了年度				
地域創造 支援事業												
事業活用調 査												
まちづくり活 動推進事業												
合計									0	0	0	
										合計(A+B)	8.0	…B

(参考)関連事業											
事業	事業箇所名	事業主体	所管省庁名	規模	(いずれかに○)				事業期間		全体事業費
					直轄	補助	地方単独	民間	開始年度	終了年度	
合計											0

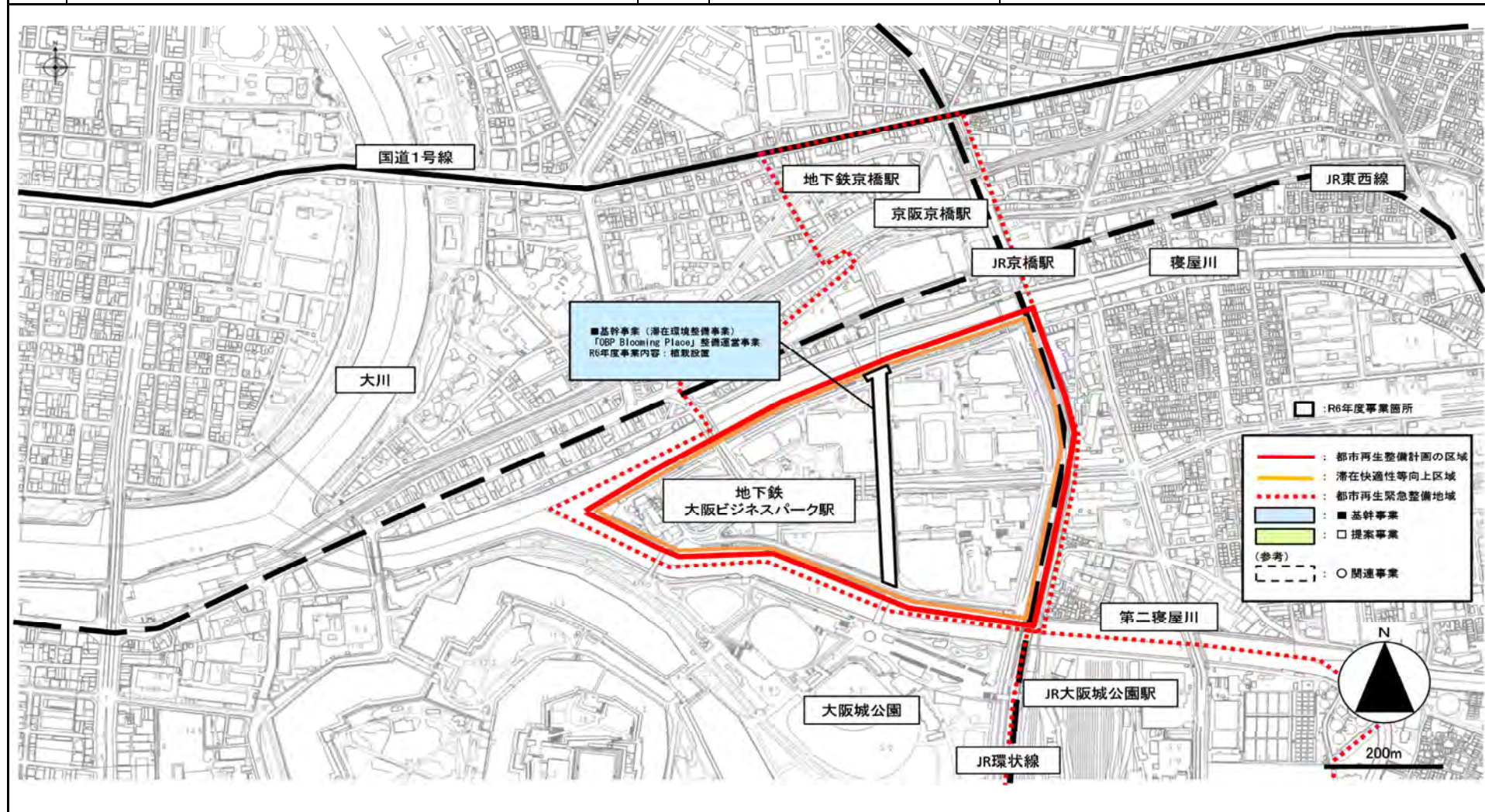
大阪ビジネスパーク(OBP)地区(大阪府大阪市)

面積 26 ha 区域 大阪市中心区域見



大阪ビジネスパーク(OBP)地区(大阪府大阪市) 整備方針概要図

目標	目標1:ターミナル駅である京橋駅と大阪城公園との緊密な連携を確保するため、建物低層部、公開空地、道路等を活用した連続性のあるにぎわい豊かな歩行者空間を整備	代表的な指標	歩行者交通量 (人/12時間)	8,628人/12時間(平日) (H23年度) → 従前値+2% (R10年度)
	目標2:河川に囲まれた地区として水辺空間の親水性を向上させるためのにぎわい空間の整備		イベント開催件数 (件/年)	1件/年 (R4年度) → 2件/年 (R10年度)
			OBPへの愛着度 (%)	62% (H31年度) → 75% (R10年度)

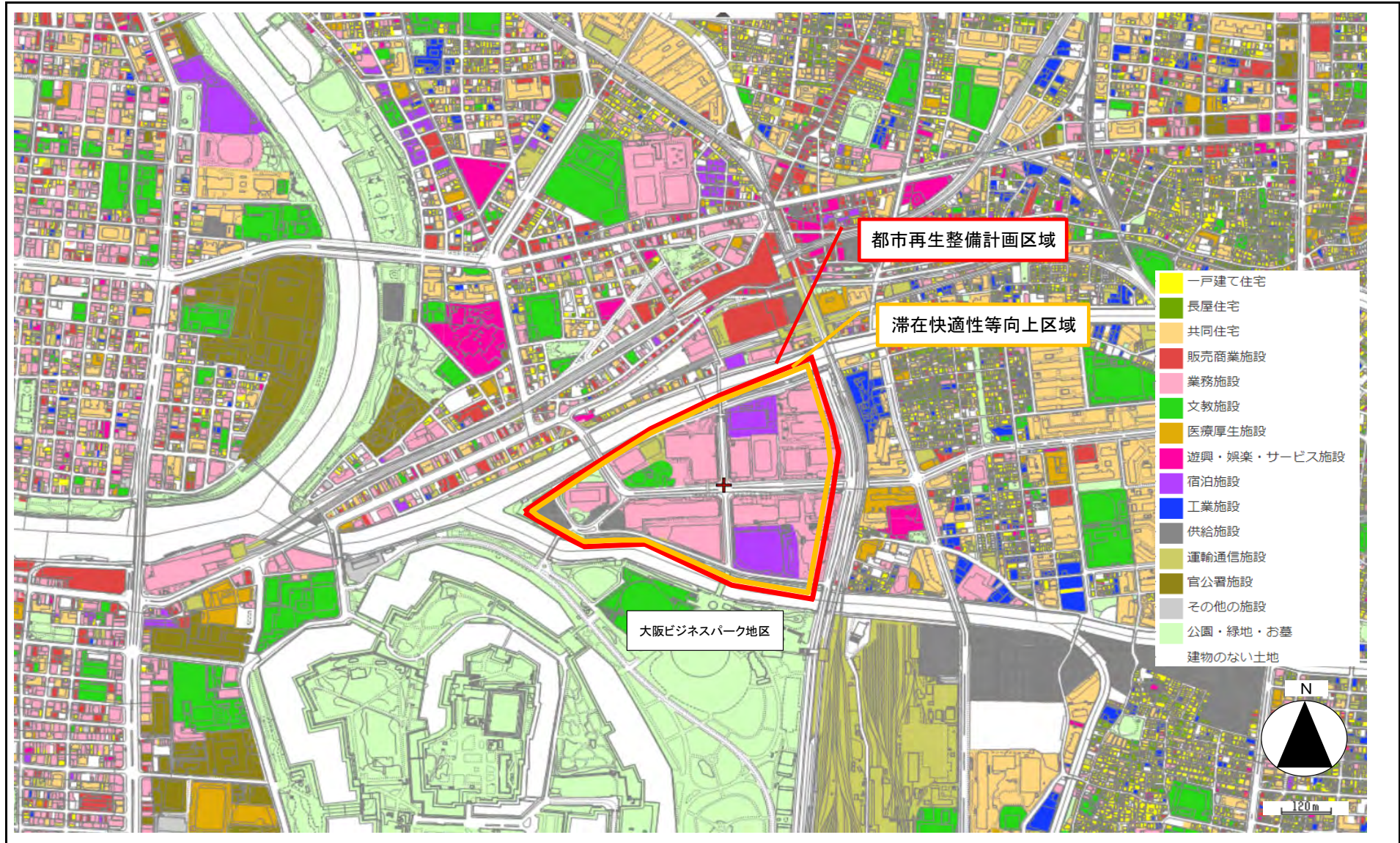


ウォークابل推進計画の添付書類等

交付対象事業別概要

いっばん しゃだん ほうじん おおさか
一般社団法人大阪ビジネスパーク協議会

大阪ビジネスパーク(OBP)地区(大阪府大阪市) 現況図



交付限度額算定表(その1)

大阪ビジネスパーク地区(大阪府大阪市) 様式(2)-③

各事業の交付要綱に掲げる式による交付限度額の合計(X)	4.0 百万円	規則第16条第1項に基づく交付限度額(Y)	76,210.0 百万円	X≤Yゆえ、	本計画における交付限度額	4.0 百万円
-----------------------------	---------	-----------------------	--------------	--------	--------------	---------

規則第16条第1項に基づく限度額算定

Au	117,000 m ²
----	------------------------

公共施設の上限整備水準			
区域面積(m ²)		260,000	
当該区域の特性に応じて国土交通大臣が定める割合	○	区域の面積が10ha未満の地区	0.50
		最近の国勢調査の結果による人口集中地区内	0.45
		その他の地域	0.40

Cl	1,279,748 円/m ²
----	----------------------------

単位面積あたりの標準的な用地費	
標準地点数	1
公示価格の平均値(円/m ²)	1,270,000
単位面積あたりの標準的な補償費	
当該区域内の戸数密度(戸/m ²)	0.000
標準補償費(円/戸)	44,000,000

Cf	23,000 円/m ²
----	-------------------------

控除額	0 百万円
-----	-------

都市再生整備計画関連事業とは別に国庫補助事業等により整備する施設		
施設名(事業名)	面積(m ²)	国庫補助事業費等(百万円)
合計	0	0

交付要綱に掲げる式による交付限度額

<まちなかウォークアブル推進事業>

交付限度額(X3)	4.0 百万円
-----------	---------

Ap	0 m ²
----	------------------

公共施設の現況整備水準	
整備水準が明らかになっている類似市街地等からの推定	
推定現況整備水準(小数第2位まで)	
推定公共施設面積(m ²)	0

個別公共施設の積み上げ		
-------------	--	--

	面積(m ²)	割合
道路	-	
公園	-	
広場	-	
緑地	-	
公共施設合計	0	0

Cnを考慮しない場合の交付限度額(Y1)	76210 百万円
----------------------	-----------

ΣCn	0 円
-----	-----

下水道	0 円
区域面積(m ²)	260,000
うち現況の供用済み区域面積(m ²)	
標準整備費(円/m ²)	3,600

地域交流センター等の公益施設(建築物)	0 円
上限床面積(m ²)	9,400
標準整備費(円/m ²)	1,650,000

調整池	0 円
調整池の容積(m ³)	
標準整備費(円/m ³)	140,000

河川	0 円
河川整備延長(m)	
標準整備費(円/m)	3,700,000

住宅施設	0 円
------	-----

建設予定戸数(戸)	超高層	
	一般	
	合計	0
標準整備費(円/戸)		
	超高層	一般
	北海道特別地区	41,310,000 33,500,000
	北海道一般地区	38,190,000 30,990,000
	特別地区	49,120,000 35,690,000
	大都市地区	37,170,000 30,180,000
	多雪寒冷地区	41,510,000 32,370,000
	奄美地区	39,520,000 35,640,000
	沖縄地区	30,280,000 30,280,000
	一般地区	33,700,000 28,640,000

市街地再開発事業による施設建築物	0 円
------------------	-----

施設建築物の延べ面積(m ²)	
標準共同施設整備費(円/m ²)	132,000

電線共同溝等	0 円
--------	-----

電線共同溝等延長(m)	
標準整備費(円/m)	680,000

人工地盤	0 円
------	-----

人工地盤の延べ面積(m ²)	
標準整備費(円/m ²)	5,300,000

協議して額を定める大規模構造物等	0 円
------------------	-----

大規模構造物等	協議状況	整備費(円)

Cnを考慮した場合の交付限度額(Y2)	76210 百万円
---------------------	-----------

社会資本整備総合交付金交付要綱に掲げる式による限度額算定(詳細)

※水色のセルに事業費等必要事項を入力して下さい。(百万円単位)

○交付対象事業費(必ず入力)

(百万円)

(百万円)

単位:百万円

交付対象事業費	基幹事業合計(A)	8.000	A (事業費)	1)式で求まる額(5/10*(A+B))	4.000	① (国費)
	提案事業合計(B)		B (事業費)	2)式で求まる額(5/8*A)	5.000	② (国費)
	合計(A+B)	8.000	(事業費)	上記①、②の小さい方	4.000	③ (国費)
	提案事業割合(B/(A+B))	0.000		国費率(③÷(A+B))	0.500	④ (国費率)

○交付限度額、国費率の算出

交付対象事業費(A+B)	8.0	(事業費)	社会資本整備総合交付金交付要綱に掲げる式による交付限度額(⑬を1万円の位を切り捨て)	4.0	⑬ (国費)
			国費率	0.500	⑭ (国費率)

年次計画

様式(2)~⑤
(事業費:百万円)

基幹事業										
事業	細項目	事業箇所名	事業主体	交付対象 事業費	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
道路										
公園										
駐車場有効利用システム										
地域生活基盤施設										
高質空間形成施設										
既存建造物活用事業										
土地区画整理事業										
市街地再開発事業										
バリアフリー環境整備促進事業										
街なみ環境整備事業										
エリア価値向上整備事業										
滞在環境整備事業		「OBP Blooming Place」整備運営事業	一般社団法人大阪ビジネスバ	8	3.4	4.6	0.0	0.0	0.0	
計画策定支援事業										
計				8	3.4	4.6	0.0	0.0	0.0	
提案事業										
事業	細項目	事業箇所名	事業主体	交付対象 事業費	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	
地域創造 支援事業										
事業活用 調査										
まちづくり活動 推進事業										
計				0	0	0	0	0	0	
合計				8	3.4	4.6	0.0	0.0	0.0	
累計進捗率（％）					42.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
(参考)関連事業										
事業		事業箇所名	事業主体	全体 事業費	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	
合計				0	0	0	0	0	0	
累計進捗率（％）					#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	

滞在環境整備事業

単位: 百万円

項目	施設名／調査内容	事業主体	概要 (箇所数、規模等)	交付期間内 事業費	交付期間内事業費内訳			備考
					設計費	用地費・補償費	施設整備費	
滞在環境の向上に資する環境整備(トイレ、倉庫、トランジットモール化に必要な施設等)								
滞在環境整備に関する調査等(社会実験、コーディネート等)	「OBP Blooming Place」整備運営事業	一般社団法人大阪ビジネスパーク協議会	約80㎡	8			8	植栽設置
滞在者等の滞在及び交流を促進することを目的とした施設								
						—	—	
合計	—	—	—					

(参考資料)

資 金 計 画 書

交付期間及び交付期間終了後5年後までについて記入すること(交付期間R5～R6の場合、R5～R11)

市町村名	大阪府大阪市	地区名	大阪ビジネスパーク地区	交付対象事業者	一般社団法人大阪ビジネスパーク協議会
交付期間	令和 6 年度	～	令和 7 年度		

(百万円)

			R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
収入の部	補助金	国庫補助金 A	1.7	2.3								
		その他補助金等 B										
		小計 C=A+B	1.7	2.3	0	0	0	0	0	0	0	0
	自己資金 D		1.7	2.3	2.6	2	1.4	1.4	1.4			
	借入金等 E											
	整備物による収益	直接的な収益 ^{※1} F										
		間接的な収益 ^{※2} G										
		小計 H=F+G	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他収入 I											
	合計 J=C+D+E+H+I		3.4	4.6	2.6	2	1.4	1.4	1.4	0	0	0
支出の部	整備費	工事費 a										
		測量試験費 ^{※3} b	3.4	4.6	2.6	2	1.4	1.4	1.4			
		用地費 c										
		補償費 d										
		小計 e=a+b+c+d	3.4	4.6	2.6	2	1.4	1.4	1.4	0	0	0
	維持管理費 f											
	事務費 g											
	借入金等返済 h											
	その他支出 i											
	合計 j=e+f+g+h+i		3.4	4.6	2.6	2	1.4	1.4	1.4	0	0	0

※1) 直接的な収益とは、本事業で整備した施設の活用や社会実験等により得る収益をいう

※2) 間接的な収益とは、本事業を実施したことによる副次的効果(人流増加、地価上昇等)により得る収益で、直接的な収益以外のものをいう

※3) 社会実験に要する経費は測量試験費に計上すること

まちなかウォーカブル推進事業(補助金)事前評価シート

本シートを活用し市町村と連携を図りながら事業の事前評価を実施してください。

地区の名称:大阪ビジネスパーク(OBP)地区 事業主体名:一般社団法人大阪ビジネスパーク株式会社

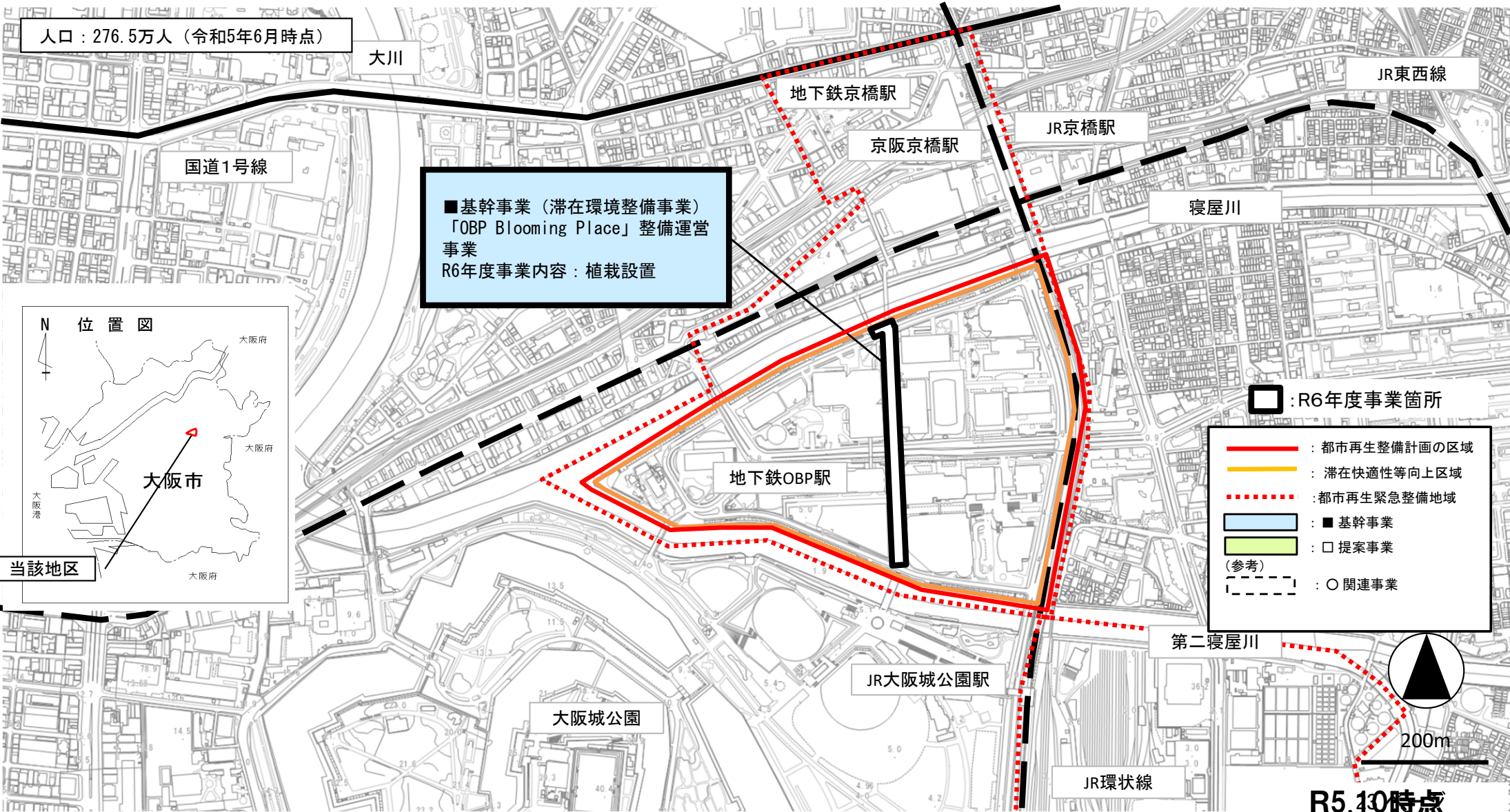
チェック欄

I. 目標の妥当性	
①都市再生基本方針との適合等	
1)まちづくりの目標が都市再生基本方針と適合している。	○
2)上位計画等と整合性が確保されている。	○
②地域の課題への対応	
1)地域の課題を踏まえてまちづくりの目標が設定されている。	○
2)まちづくりの必要性という観点から地区の位置づけが高い	○
II. 計画の効果・効率性	
③目標と事業内容の整合性等	
1)目標と指標・数値目標の整合性が確保されている。	○
2)指標・数値目標と事業内容の整合性が確保されている。	○
3)目標及び事業内容と計画区域との整合性が確保されている。	○
4)指標・数値目標が市民にとって分かりやすいものとなっている。	○
5)地域資源の活用はハードとソフトの連携等を図る計画である。	○
④事業の効果	
1)十分な事業効果が確認されている。	○
2)事業連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。	○
III. 計画の実現可能性	
⑤地元の熱意	
1)まちづくりに向けた機運がある。	○
2)住民・民間事業者等と協力して計画を策定している。	○
3)継続的なまちづくりの展開が見込まれる。	○
⑥円滑な事業執行の環境	
1)計画の具体性など、事業の熟度が高い。	○
2)交付期間中の計画管理(モニタリング)を実施する予定である。	○
3)計画について住民等との間で合意が形成されている。	○

大阪ビジネスパーク地区まちなかウォーカブル推進事業(大阪府大阪市)

R6年度ver

- ◆事業概要: ターミナル駅である京橋駅と大阪城公園との緊密な連携をはかるため、公開空地(都市施設部)、河川空間(大阪府アドプトリバー制度、大阪市ふれあい花壇制度適用)を活用したOBP地区のメインストリートを中心としたナチュラリストックガーデン「OBP Blooming Place」の整備・運営事業。
- ◆事業主体: 一般社団法人大阪ビジネスパーク協議会 ◆面積: 26ha ◆滞在快適性等向上区域26ha ◆交付期間: 令和6年度～令和7年度
- ◆全体事業費: 28百万円 ◆交付対象事業費8百万円(国費4百万円) ◆国費率: 50%(まちなかウォーカブル推進事業関連)



施行地区要件確認シート

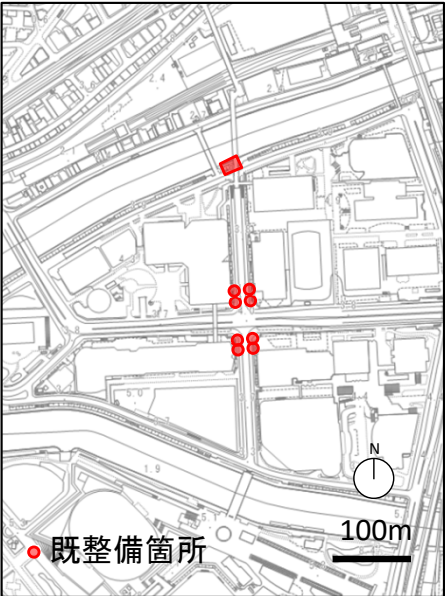
活 用 す る 事 業	まちなかウォーカブル推進事業	支 援 型	コンパクトシティ支援型
-------------	----------------	-------	-------------

都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)を活用する場合		
確 認 事 項	チ ェ ッ ク	記 載 事 項 等
①コンパクトシティ支援型		
1) 以下のいずれかの市町村に該当するか。(①or②の該当する項目に「○」)		
① 立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、原則として5年経過するまでに、計画を作成することが確実か。	○	具体的な取組の開始・公表時期: 令和○年○月
② 立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村か。 i) 市街化区域内の人口密度が40人/ha以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される。 ii) 都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下	○	i)
2) 以下のいずれかの区域に定められているものであるか。(①～③の該当する項目に「○」)		
①市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域内のうち以下のいずれかに該当する区域であるか。 ・鉄道・地下鉄駅※から半径1kmの範囲内 ・バス・軌道の停留所・停車場※から半径500mの範囲内 ※ ピーク時運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。	○	京阪本線京橋駅から半径1kmの範囲内 JR環状線線京橋駅、大阪城公園駅から半径1kmの範囲内 JR東西線京橋駅、大阪城北詰駅から半径1kmの範囲内 大阪メトロ大阪ビジネスパーク駅、京橋駅、から半径1kmの範囲内
②直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区(今後、直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む)であり、デマンド交通等の公共交通による利便性確保を図る区域であるか。 ・拠点となる施設から半径500mの範囲内	○	
③市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域。	○	
②観光等地域資源活用支援型		
1) 以下のいずれかに関する計画があるか。(①～④の該当する項目に「○」)		
①歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画	○	○○に基づく○○観光圏整備計画
②観光圏整備法に基づく観光圏整備実施計画	○	
③文化観光推進法に基づく文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画	○	
④その他()	○	
2) 都市再生整備計画において当該市町村における都市のコンパクト化の方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域であるか。(市街化区域等を除く)	○	
③ー1地域生活拠点支援型		
1) 都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画もしくは立地適正化計画と整合した市町村管理構想・地域管理構想に都市計画区域外の地域生活拠点の位置付けがあるか。	○	
2) 地域生活拠点は都市機能誘導区域から公共交通により概ね30分で到達できる区域か。	○	
③ー2地域生活拠点支援型		
1) 都市機能誘導区域を含む立地適正化計画を有する市町村(基幹市町村)の都市機能誘導区域から公共交通により概ね30分で到達できる地区か。	○	
2) 以下のいずれかの地区に該当するか。(①or②の該当する項目に「○」)		
①基幹市町村と共同して広域的な立地適正化の方針を作成し、当該方針において拠点として位置付けられた地区	○	
②基幹市町村と共同して作成する広域的な立地適正化の方針と整合した市町村管理構想・地域管理構想において拠点として位置付けられた地区	○	

滞在環境整備事業 街路及び水辺空間緑化「OBP Blooming Place」整備運営事業

「OBP Blooming Place」整備運営事業

- 一般社団法人大阪ビジネスパーク協議会では、大阪を代表するビジネス街である大阪ビジネスパーク（OBP）地区において、大阪城公園と一体となった公園の中のビジネス街を目指し、京橋エリアと大阪城公園エリアをつなぐOBPのメインストリッドであるパークアベニューを、先行して整備されている民地内の滞在空間と合わせて新たなビジネス空間・ワーカーの憩いの空間の利用を促進するため、高質な植栽空間づくりを行っている。



（寝屋川沿道緑道）
・大阪府アドプトリバー制度及び大阪市ふれあい花壇制度を活用し、制度の最大面積である25㎡を活用したダイナミックなナチュラルスティックガーデンを整備

（城見一丁目交差点）
・寝屋川沿道緑道で展開されているガーデンの要素を交差点の4つ角でそれぞれ異なるテーマを設定したまちかどガーデンを整備

	整備時期	場所
寝屋川沿道緑道 （河川・公園空間）	令和3年10月 令和4年10月	京橋プロムナード下の河川・公園空間（1か所・25㎡）
城見一丁目交差点 （都市施設部）	令和3年10月 令和4年10月	城見一丁目交差点（8か所）

参考資料

寝屋川沿道緑道

従前



整備後



城見一丁目交差点

従前



整備後



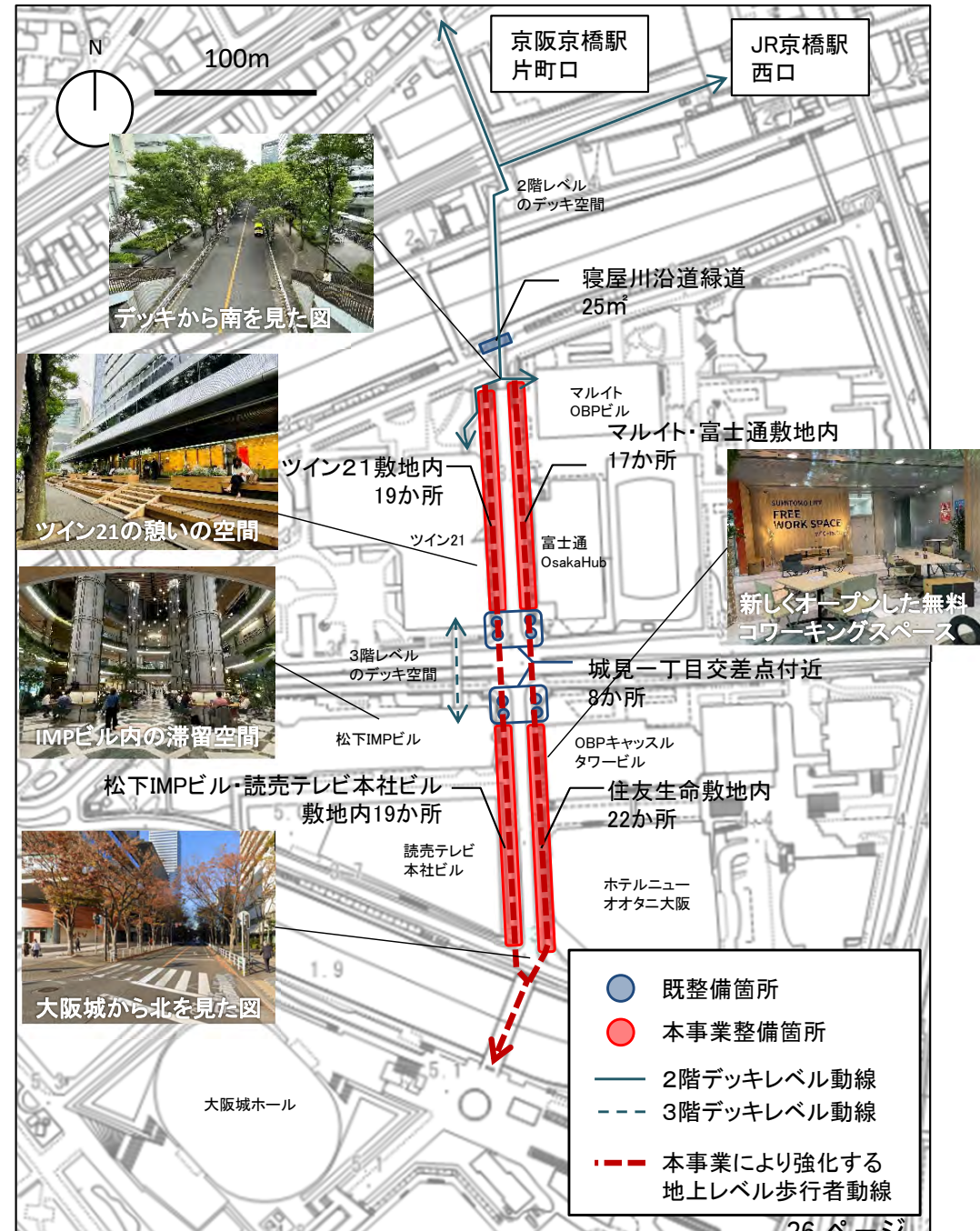
人が心地よいと感じる色合いを組み合わせ、自生している自然の風景を模したデザイン「ナチュラルスティックプランティング」を採用した緑化空間を整備

- 宿根草とオーナメンタルグラスをメインとする「ナチュラルスティックプランティング」を採用し、これまでに見られなかった自生している自然の風景を模したデザインで植栽
- 現在80種類以上の草花を管理しており、四季折々の景観を形成しワーカーや来訪者の目を楽しませている

滞在環境整備事業 街路及び水辺空間緑化「OBP Blooming Place」整備運営事業

R5~R9年度の5箇年における整備箇所

- 京阪京橋駅片町口及びJR京橋駅西口とOBPエリアをつなぐ2階デッキは、ツイン21及びマルイトOBPビルと直結しビル内部に入る形になり、そこから大阪城へ繋がるOBPのメインストリートである南北のパークアベニューは2重のケヤキ並木による緑陰空間となっており、ツイン21ではビル所有者によって憩いの空間整備等も実施されたウォーカブルな取組の重点空間となっている
- 京橋駅から大阪城公園をつなぐパークアベニューの都市施設部のケヤキ足元で未整備となっている77か所の植栽整備を実施することで、パークアベニューを「ペレニアル（宿根草）ストリート」とし、全体として連続性のあるデザインとコンセプトの統一された場所とし、約4万5千人のOBP就業ワーカーや約1万人のキャパシティを持つ大阪城ホールのイベント待ちで滞留される来訪者、OBP内のホテルに滞在される方をもてなすウォーカブルな空間とすることを目指す
- また、本事業実施により日本のペレニアルガーデン例えば「OBP Blooming Place」と言われることを目指し、ガーデン目的での来訪者も訪れるOBPブランドを発信する場となり、多様な交流人口を増やすことにつなげる
- 整備する77か所の土地所有者であるOBP協議会メンバーとは既整備済みの植栽で締結した契約と同様の内容で、OBP協議会が植栽整備を実施する契約を締結する予定



大阪ビジネスパーク協議会 まちづくりコンセプトと将来ビジョン

＜大阪ビジネスパーク計画1969 開発コンセプト＞



＜コンセプト＞

従来のオフィス街に見られない緑と太陽を享受しながら、
しかも高度に組織化された明日のビジネスパークを実現すること

大阪都心東部地区の拠点となる「公園の中のビジネス街」

～京橋・大阪城公園との一体的なエリアブランディングによるにぎわい交流づくり～

＜取り組み方針＞

1. 大阪城公園の玄関口にふさわしい高質なビジネス街

- ・ 京橋・大阪城公園と一体となってにぎわいと魅力を提供する、複合的な国際拠点機能を整備
- ・ 日本を代表する企業本社等が集積する国際的な高次都市機能の更新及び充実・強化
- ・ 大阪都心随一の空地率を誇る緑のオープンスペースと超高層ビル群、高品質な公共空間が織りなす上質な都市景観形成

2. 豊かな公的空間を活用し、周辺エリアとの回遊性を向上するにぎわい交流空間の創出

- ・ 京橋・大阪城公園と緊密に連携し、建物低層部、公開空地、道路等が連続するにぎわい豊かな歩行者空間を整備
- ・ 敷地面積の約4割を占める公開空地等の公的空間の積極活用により、多様なニーズに応えるにぎわいと交流を創出
- ・ 恵まれた水辺環境を活用し、水辺とまちを繋ぐ親水性の高いにぎわい空間を整備

3. 脱炭素かつ安全安心を追及した人と地球にやさしい街づくり

- ・ 人の健康やはたらきやすさに配慮した、知的生産性向上につながる国際水準のオフィス環境を整備
- ・ 立地企業間の協調や最新の環境技術の導入など、都市の脱炭素化をけん引するまちづくりの促進
- ・ 京橋や大阪城公園と共に地域の事業継続性確保に取り組む、災害に強いまちづくりの促進

大阪ビジネスパーク協議会における 活力魅力のまちづくり

エリア活性化の機運を逃さず、歩行者中心のパークアベニューへ



パークアベニュー化に向けた取組み

①大阪城観光の玄関口に相応しい街路空間の創造

- ・京橋駅と大阪城公園の緊密な連携確保

②OBPの新たな魅力づくりとにぎわい活性化

- ・公共空間を使った連続的な賑わいづくり

道路を活用した街の魅力向上

2015年10月8～11日、道路空間活用の社会実験を実施
(国土交通省「道路に関する新たな取り組みの現地実証実験」)



大阪ビジネスパーク協議会における 活力魅力のまちづくり

夜も安心して歩けるまちを目指し、城見緑道公園等をライトアップするあかり実証を実施



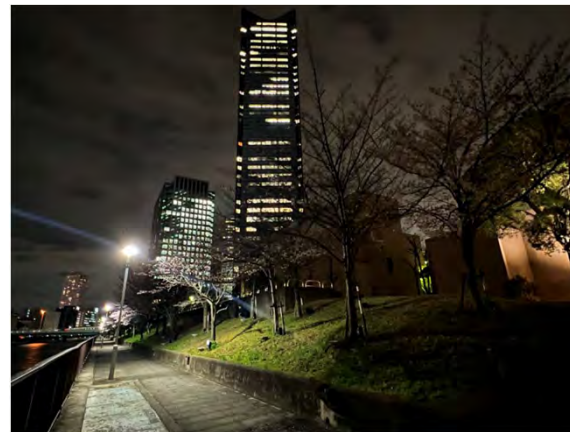
アクアミニからOBPの景観（ライトアップあり）

- ・場 所：城見緑道公園および周辺城見緑道、新鳴野橋
- ・日 時：2023年3月18日（土）～3月26日（日）
- * 10日間のうち、スペシャルデー（1～2日間）を設定

- ・目 的：エリアの暗がりの払しょくによる安全・安心の向上と万博に向けたエリア魅力の獲得に資する公共設備事業を推進するための企画提案の裏付けデータおよびモックアップ
- ・検証項目：
 - ア. 城見緑道公園の暗がりの払しょく（安全・安心）
 - イ. 船上からの城見緑道公園付近のビューの改善（景観魅力向上、万博対応）
 - ウ. 新鳴野橋のランドマーク化（景観魅力向上、万博対応）



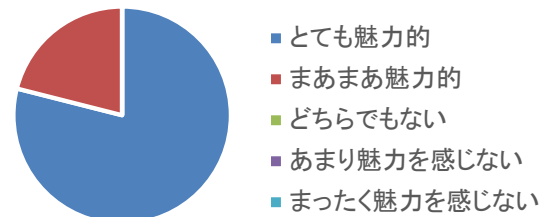
ないとき



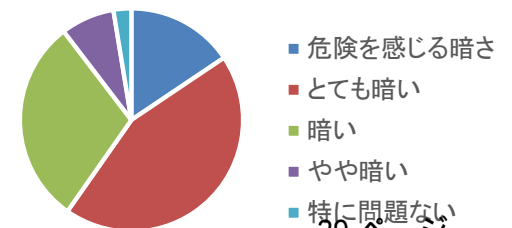
あるとき



【アンケート調査】
現状（ライトアップがない状態の城見緑道公園）に関してどのように感じましたか？（N=77）



社会実験で実施中のライトアップについてどのように感じましたか？（N=77）



大阪ビジネスパーク協議会における 環境共生のまちづくり

- ・ 立地企業の技術活用による実証アプローチにより、省エネ・省CO2を推進
- ・ 平成23年度から経産省・環境省の実証事業を継続実施

平成23年度

◆環境省／サステイナブル都市再開発促進モデル事業

低炭素化に向けた『OBPリノベーション指針（案）』の策定

平成24年度

◆経産省／スマートコミュニティ構想普及支援事業

地域統合型エネルギーマネジメントシステム及び災害時エネルギー自立システムのパッケージモデルに関する導入可能性調査（FS調査）

平成25～27年度

◆経産省／次世代エネルギー技術実証事業

OBP「V2X」プロジェクト（企業所有のEVを活用した電力供給システム）

◆環境省／CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業

OBP「ソトコミ」プロジェクト（知的生産性と省エネを両立するワークスタイル）

平成28年度以降

立地企業の技術開発と開発技術のOBP地区内外への普及を継続推進



OBP『V2X』プロジェクト…充放電スタンド



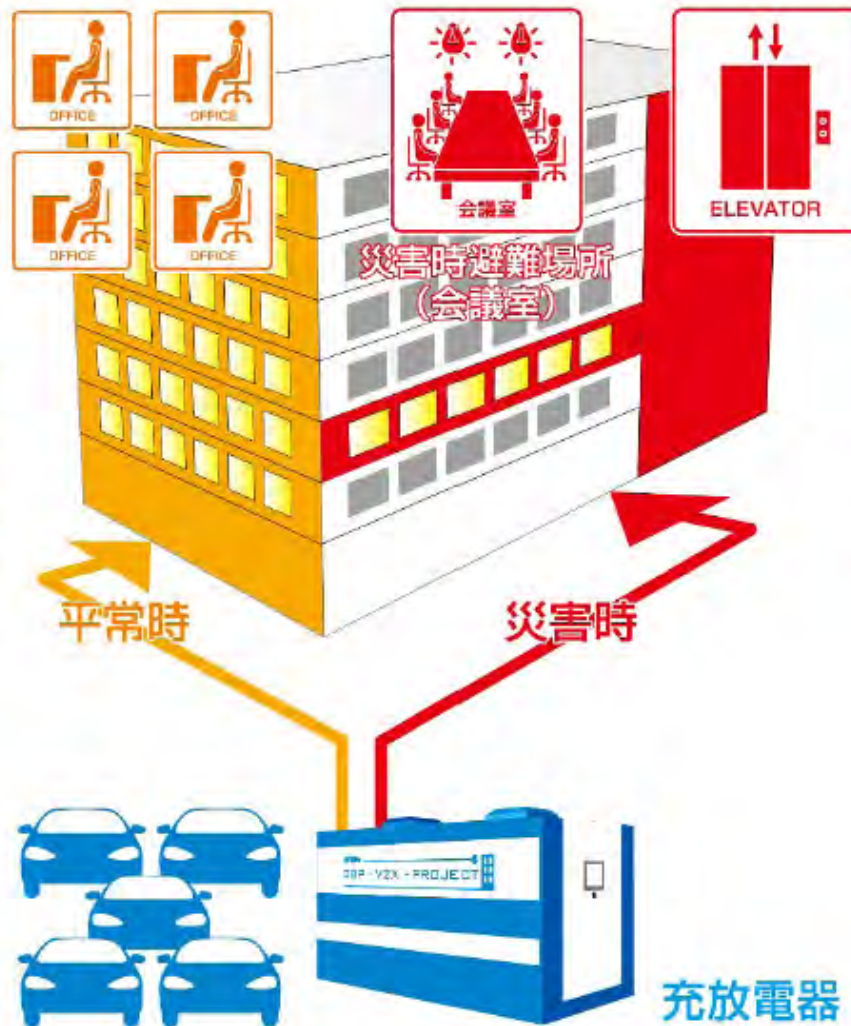
OBP『ソトコミ』プロジェクト…屋外分散型スペース

大阪ビジネスパーク協議会における 環境共生のまちづくり

EV・PHVをビルの電源として、**平常時の節電**と**災害時の非常用電力供給**に

平常時

EV・PHVへの充電料金・EV・PHVからの放電料金の単価変動による、EV・PHVの充電負荷の平準化および車両バッテリーの使用によるビルの電力のピークカット効果を検証



災害時

災害発生に伴う停電を想定し、電力供給源を系統電力からEV・PHVのバッテリーに切り替え、ビル内の防災拠点やエレベーターに電力供給を行い、その有効性を検証。

<メンバー【6社】>

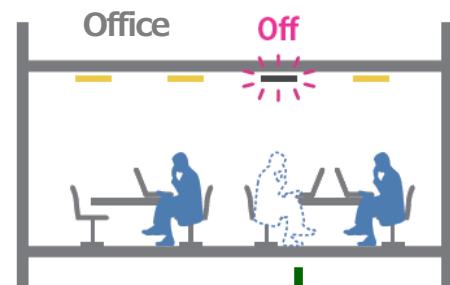
MID都市開発(株) (代表)、関西電力(株)、
(株)日建設計総合研究所
(株)竹中工務店、(株)アイケイエス、OBP
開発協議会

<事業実施場所>

松下IMPビル 地下1階駐車場内

大阪ビジネスパーク協議会における 環境共生のまちづくり

省エネと知的生産性を両立する、**OBP独自の新たなワークスタイル**を創造



室内パーソナル環境制御システム

人が席を離れたら照明や空調をOff!



誘導システム

『sotocomiアプリ』

最適な仕事のしかたをスマホが教えてくれる

分散型コミュニティ スペース（屋内/屋外）

自然を感じながらの仕事で生産性UP! しかも省エネ



共用部や屋外における
コミュニケーションを誘発



＜技術開発体制＞
竹中工務店（代表）
山中俊夫教授

大阪大学大学院 工学研究科 地球総合工学専攻
嘉名 光市 准教授
大阪市立大学大学院 工学研究科 都市系専攻

＜協力企業【3社】＞

MID都市開発(株)、関西電力(株)、(株)日建設計総合研究所

＜事業実施場所＞
クリスタルタワー

大阪ビジネスパーク協議会における 安全安心のまちづくり

- ・エリア全体の都市安全確保計画の策定を通じて、官民連携による公助・共助の取組みを推進
- ・H26年度に都市再生安全確保計画策定、H27年度から具体的事業計画（退避訓練ほか）を実施

平成24年1月

都市再生緊急整備地域に指定
(大阪ビジネスパーク駅周辺・天満橋地区周辺)

平成24～25年度

都市再生安全確保計画策定に向けた基礎調査の実施
(内閣府／都市再生安全確保計画策定支援事業)

平成26年度

都市再生安全確保計画案の検討

都市再生緊急整備協議会（法定協議会）設立、計画策定（H27.3.27）

平成27年度～令和4年度

具体的な事業計画（退避訓練ほか）を推進

大阪ビジネスパーク協議会における 安全安心のまちづくり

都市再生安全確保計画に基づき、災害時行動確認訓練を令和4年10月26日に実施。
各社配備の無線機による通信訓練、防災システムを使った情報伝達トレーニング等を実施

1. 日 時 : 2022 年 10 月 26 日 (水) 14 : 00~16 : 00
2. 参加者数 : 42 名
3. 内訳 (災害対策本部要員/2 名、訓練運営スタッフ/3 名、各ビル防災担当者等/33 名、行政協力 (中央区・都島区) /4 人
4. 訓練の概要 下記表のとおり

訓練の狙い

- 各社配備の無線機による通信訓練
- 災害時情報共有システム (以下、防災システムと呼ぶ) を使った情報伝達のトレーニングとシステムの課題抽出
- 発災時のエリアの状況をシミュレーションし、共助が必要な場合のイメージトレーニングを行う

訓練の進め方

- 防災担当者は各々のビルで地震に遭遇するという状況下で訓練・シミュレーションを進めるため、オンライン (ZOOM) により実施。

無線通信訓練

- 各社に配備している無線機により通信を行い、本部と各社との無線通信状況、使い方を確認。

防災システムによる情報伝達訓練

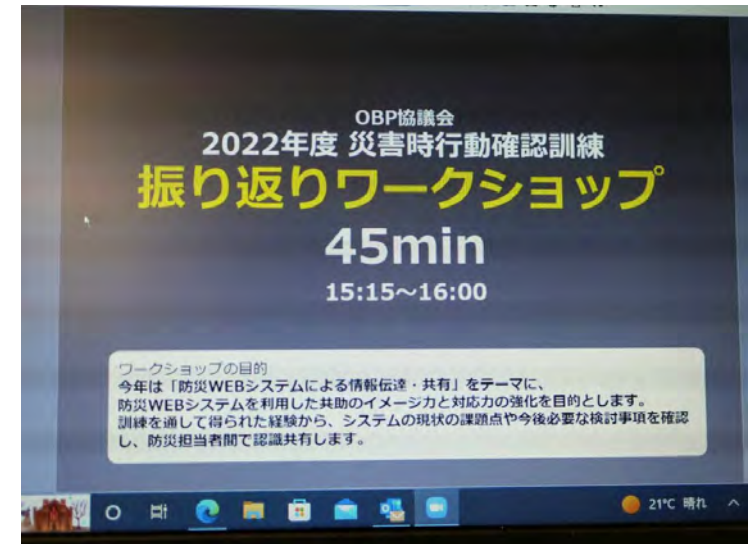
- 発災から 6 時間が経過した想定で、災害対策本部が各社の状況を確認する依頼を防災システムに投稿し、これに対して各社の防災担当者が返信を入力・投稿する訓練を行いました。

助け合いイメージトレーニング

- 発災から 2 日後までを想定し、防災システムを使った助け合いのイメージトレーニングを行いました

振り返りワークショップ

- 防災システムについてアンケートを実施し、これをもとにディスカッションを行った。



2022年10月26日災害時行動確認訓練の様子

OBP Blooming Place 拡張スケジュール案 (version 2)

1. まちなかウォークアブル推進事業補助金について
- ① 2024年4月1日 大阪市計画調整局から交付内定の通知

② 内定額 : 170万円 (補助率1/2)
2. OBP Blooming Place 拡張に関する今後の検討事項
- ① 事業内容・スケジュール検討 (2024年度~2025年度)

② 必要経費見込の精査

③ 委託事業者 (株式会社グリーンチーム) との調整・委託契約の締結

④ 予定地地権者と覚書のまき直し

⑤ 2025年度補助申請手続き など

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2024年度補助金関係	●申請手続き開始			●交付決定								●事業完了届
2025年度補助金関係			●概算要望						●本要望			●交付内定 (2025年4月)
環境共生部会 (第1火曜日)	●事業計画検討						●2025年度事業計画・予算検討				●2025予算承認	
		●ワーカー交流事業の実施検討					●ワーカー交流事業実施 (10月以降)					
地権者調整			●調整			●覚書締結						
事業委託	●実施に向けた調整			●委託契約締結 (交付決定後速やかに)			●拡張部分植栽 (10月中旬~11月初旬が適期)					

OBP Blooming Place の拡張事業に関する課題整理について

標記について、栗原（企画グループ）、事務局及び委託事業者（株式会社グリーンチーム 月ヶ洞様）で検討した内容を整理しましたので、報告します。

記

1. 日時：2024 年 4 月 19 日 13 時～14 時 20 分
2. 場所：OBP 協議会事務所
- 下記打ち合わせの後、現場確認（ツイン 21 アトリウム、PA（北エリア）東側～ツイン 21 前）を実施

I. 2024 年度、2025 年度の 2 か年の事業スケジュール関係

- ✚ 施工順については、PA の北側から、南側から、あるいは東側から、西側からなど、ガーデナーとしては特に指定はなくいずれでも良い
 - ・生育に 2 年かかることを理解して取り組む必要がある。
 - ・施工順については、地権者の事情や希望を聞いてみることも必要かも知れない。
 - ・PA 北東側のマルイトビル升の既存植栽（ヘデラ単一種の植え込み）の取り扱いは、既存を活かすことも方法の一つ。地権者の意向を確認する必要がある。
 - ・既存植栽は、ヘデラ単一種の植え込みとしては、よく管理されているが、ローメンテナンスを実現する目的の植栽で、景観面やアメニティ面において、高度な植栽とはいえない。**根がかなり張っているため、他の升に比して除去にかなりの手間を要する。**
 - ・マルイト所有の 4 升（ヘデラ単一種の植え込み）をそのまま残すならばマルイト様との覚書は不要。
- ✚ 2024 年度の造園作業スケジュール
 - ・**2024 年 10 月中旬～11 月初旬が適期。（この時期を目指す）**
 - ・造園作業は、1 日 4 升。10 日間目安
- ✚ その他の課題・留意点の洗い出しと対応策
 - ・樺の根による升の傾きを修復することが望ましい（安全性はぎり OK、見映え上必要。協議会としては予算がないので難しい。）
 - ・拡大後の水遣り課題（特に夏場。水汲み場所は川沿いの大阪市公園事務所の水栓）
 - ・生物多様性などの目的を打ち出せると望ましいが、その手法は難しい。実際希少種の蝶が飛来している。

II. 補助金関係

- ✚ OBP 協議会として、国の補助事業のスキーム上本事業がどのように位置づけられているのか、理解が必要。
- ✚ 目標、目標指標の達成に向けてワーカー交流事業実施も一つの効果的な手法であるとする。

III. OBP 協議会として求められる適正な委託契約締結に向けた考察

- ✚ 対応できる社は稀有。関西・大阪には皆無に近い。根拠は、関西では最も宿根草先進地域である神戸市及び、神戸造園業協会からの宿根草の知識不足をカバーしたいとの依頼に応え、グリーンチームから宿根草植栽マニュアルへの事例技術提供を行なっていることなどがあげられる。京都の造園業は日本庭園が**盛んであるため神戸に比べ宿根草植栽はあまり盛んではない。**
- ✚ 秋の造園に向けて委託事業者との十分な打ち合わせ時間を確保するため、2024 年 7 月に予定される補助金交

付決定後、すぐに契約できるように準備を進めたい。

- ✚ 他社に委託することも想定した場合について、グリーンチームからは下記の意見をもらっているので、これも参考としながら、適正な契約に向けた検討を進めることとしたい。

- 維持管理業者に比較見積を取ると、ダンピングする社も出てくる危惧がある。
- 現在は全国的にも別紙で紹介した経験のある独立したガーデナーのみが高度な宿根草植栽を担える状況である。
- 園芸を行なっている造園会社はいくつか存在しているが、造園会社所属のガーデナーでは、まだスキルが成熟しておらず、独立したガーデナーに再委託または、監修を依頼している事例がほとんどあるため見積もりの取得は実態を正確に表せない懸念がある。
- 関西より園芸先進地域である首都圏において、石勝エクステリア（東急グループ）がガーデナー実習を永村裕子氏に依頼したり、西武造園が植栽監修を平工詠子氏に依頼していることは把握している。
- 関西においては、**技術指導や施工依頼をスキルのあるガーデナーに依頼する事例は見当たらない。**

IV. 都市再生部会所管の灯り系事業との関係

- ✚ 造園後に将来照明用の電源ケーブルを花壇升に埋設することについては、造園後は難しい。
- ✚ 埋設に要する植替えなどの経費の問題はもとより、球根の死、宿根草の根が傷む、植物の生育に影響、ガーデンの見た目の課題あり。

以上

高度な宿根草植栽の計画維持を受注するものに求められるスキル及び体制

1. 高度な宿根草植栽（特にナチュラルスティックな植栽）とは

①花の季節だけではなく、その開花後も含め、動き続ける植物の変化（芽出し、出葉、開花、結実など）や成長（上に伸びる、横に広がる、這うなど）を含めた植物の動き方を把握し、調和のとれた構成力のある植栽を計画的なデザインと管理で実現する植物の一生を毎シーズン楽しむ植栽のことをいいます。

②単一種の植え込みではなく、100 種類程度の植物を複雑に組み合わせたレイヤードスタイルの植栽です。

③グラスなどのイネ科の植物を効果的に使用し、種類豊富な宿根草、球根植物、時には一年草の混植により自然な風合いを演出した宿根草中心の植栽です。

2. 高度な宿根草植栽を計画維持するために最低必要な体制と実例

①植物知識が豊富で宿根草の扱いに熟練したガーデナーがデザインから植え付け、そして管理までを一貫して担う場合

例：O B P Blooming Place、御堂筋平野町街園、御堂筋本町街園ほか（グリーンチーム）、上野ファームほか（上野ファームオーナーガーデナー北海道拠点）

②デザイナーが信頼して任せられる経験豊富で宿根草の扱いに熟練したヘッドガーデナーと緊密な連携をとりながら管理のオペレーションを継続的に実施する場合

例：Piet Oudolf Garden Tokyo（ガーデナー：永村裕子氏 熊本拠点）、十勝千年の森（ガーデナー：新谷みどり氏北海道拠点）

3. 上記の体制を確立するために必要なガーデナーの実務経験

①植物知識 100 種類以上の宿根草のデザイン及び管理経験 3 年以上

②受注実績 同一の宿根草植栽地（100 種類以上でデザインされたもの）の計画維持を月に 4 回以上の管理頻度で連続 3 年以上

4. グリーンチームの実績

① OBP Blooming Place 2021 年 10 月再整備～維持管理継続中

使用植物 ①と同程度、月に 4 回以上の管理を実施し 2 年半経過

② 御堂筋平野町街園 2021 年 3 月再整備～維持管理継続中

使用植物 グラスを含む宿根草、球根植物、低木、一年草を 100 種類以上使用

月に 4 回以上の管理を実施し 3 年経過

③ 御堂筋本町街園 2022 年 11 月再整備～維持管理継続中

使用植物 ①と同程度、月に 4 回以上の管理を実施し約 1 年半経過

業 務 委 託 契 約 書

一般社団法人大阪ビジネスパーク協議会（以下「甲」という。）と株式会社グリーンチーム（以下「乙」という。）は、OBP協議会の花壇「OBP Blooming Place」の維持管理業務（以下「本業務」という。）の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲が委託し、乙が受託する本業務は下記のとおりとする。

- (1) 名称 「OBP協議会の花壇「OBP Blooming Place」の維持管理業務」
- (2) 業務内容
別紙「OBP協議会の花壇「OBP Blooming Place」の維持管理業務仕様書」のとおり
- (3) 契約期間
2024年4月1日～2025年3月31日まで

（委託料）

第2条 本業務に要する委託料の額は下記のとおりとする。

金 1,430,000 円也（消費税を含む。）

【内訳】

	委託料（消費税別）	維持管理対象花壇の表示等、左の説明
植栽維持管理費	年額 1,200,000 円	寝屋川沿い 25 m、パークアベニューの櫟の根元の8升分 (月額 100,000 円×12 月)
材料費	一式 100,000 円	肥料防虫剤等資材、補植費用等

（安全の確保、環境保全等）

第3条 乙は、本業務の実施にあたっては、労働安全衛生法その他当該業務に関する各法令を遵守し、安全確保・環境保全に努め、甲及び第三者に迷惑をかけないよう措置を講ずるものとする。

（業務内容の変更）

第4条 甲は、甲の都合により、業務内容、期間の変更を行うことができる。

2. 乙は、天災地変その他不可抗力により期間内に本業務を完了することができない場合は、期間変更を求めることができる。この場合、その変更について甲・乙協議する。

(検査等)

第5条 第1条第2号の本業務が完了したときは、乙は甲に報告のうえ、甲の指示に基づいた所定の検査もしくは業務完了の確認を受けるものとする。

2. 前項の検査もしくは確認に合格しなかったときは、乙は甲の指示に従い、その指示する日までに必要な修正を乙の費用で行い、あらためて所定の検査もしくは確認を受けるものとする。

3. 前1項、2項の検査もしくは確認に合格したときをもって、本業務は完了したものとする。

(委託料の支払)

第6条 甲は第2条記載の委託料について、植栽維持管理費については、前条の検査完了後、乙の請求後30日以内に支払うものとし、材料費については、契約締結後、乙の請求後30日以内に支払うものとする。なお、支払合計額は、第2条記載の委託料を上限とする。

(委託料の変更)

第7条 第4条第1項の規定により業務内容、期間を変更した場合は、委託料の変更に関して甲・乙協議して定めるものとする。

(所有権の帰属)

第8条 本業務の内容にかかる所有権並びに著作権は甲に帰属するものとする。また、著作者人格権が発生する場合、乙は著作者人格権を行使しないことを予め了解する。

(善管注意義務)

第9条 乙は、本契約の本旨に沿って、善良なる管理者の注意をもって本業務を遂行しなければならない。

(瑕疵担保責任)

第10条 本業務において瑕疵がある場合は、第5条の所定の検査もしくは業務完了の確認に合格した場合であっても、乙は瑕疵に対し担保責任を免れないものとする。

(第三者に対する権利侵害)

第11条 乙は、本業務の遂行につき第三者の特許権、実用新案権等の工業所有権、著作権、肖像権およびその他の権利を侵害することにより当該権利者と甲の間に紛争を生ぜしめないよう注意し、甲に一切迷惑をかけないものとする。

(契約の解除)

第 12 条 甲は、乙に次の各号のいずれかにあたる事由があるとき、本契約を解除できるものとする。

- (1) 乙が正当な理由なく、開始時期を経過しても業務に着手しない場合
- (2) 乙が正当な理由なく本業務を打ち切り、または相当期間本業務を中止した場合
- (3) 乙の責に帰すべき事由により、期間内に本業務を完了することが不可能または著しく困難になったと甲に認定された場合
- (4) 乙の資格に異動を生じ、業務を続行する能力がないと認められる場合または破産等のおそれがある場合
- (5) 乙が第 14 条に違反したとき
- (6) 前各号のほか、乙が本契約の各条項を遵守せずまたはこれに違反し、もしくは誠実に本契約を履行する意思がないと認められる場合

2. 乙は、甲に次の各号のいずれかにあたる事由があるとき、本契約の解除を申し出ることができるものとする。

- (1) 甲の責に帰すべき事由により、本業務を完了することが不可能になった場合
- (2) 甲の都合により、開始時期を経過しても本業務の開始に見通しが長期にわたってたたない場合、もしくは甲の都合により中止された本業務の再開見通しが長期にわたってたたない場合
- (3) 前各号のほか、乙において解除すべき正当な理由がある場合

(反社会的勢力の排除)

第 13 条 乙は、自ら（役員等を含む。以下本条において同じ。）について、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロもしくは特殊知能暴力集団等またはこれらに準ずる者（以下、これらを総称して「反社会的勢力」という。）であること
- (2) 反社会的勢力が経営を支配し、または経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって利用するなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与していると認められる関係を有すること
- (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 乙は、本件業務の全部または一部の委託先（役員等を含む。また、委託契約が数次にわたるときには、その全ての委託先およびその役員等を含み、以下本項において「本件業務の委託先」という。）が第1項各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するとともに、本件業務の委託先が自らまたは第三者を利用して前項各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。また、乙は、本件業務の委託先が第1項各号のいずれかに該当し、または前項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明した場合には、直ちに当該委託先への委託の中止または解除のための必要な措置を講じなければならない。

(契約解除の場合の取扱い)

第14条 第13条第1項により本契約が解除され、甲が損害を受けた場合、もしくは第13条第2項により本契約が解除され、乙が損害を受けた場合、その損害の補てんについて甲、乙協議するものとする。

(期間内の解約)

第15条 契約期間中に本契約を解約しようとするときは、甲または乙は1か月前までに相手方に対して書面によりその通知をしなければならない。

2. 契約期間中に本契約を解約したときは、前項による乙からの申し出または乙の責に帰すべき事由により本契約が終了した場合を除き、甲が乙に支払った委託料は返還されない。ただし、双方協議の上、甲、乙が書面により合意した場合はその限りではない。

(契約期間の更新)

第16条 期間満了の1か月前までに、甲乙のいずれからも契約内容の変更又は契約終了の意思表示がない場合は、本契約は2026年3月31日まで1年間更新されるものとし、以降についても同様とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第17条 乙は、本契約により生ずる権利または義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、または他の

権利の目的としてはならない。ただし、甲があらかじめ書面により承認した場合はこの限りではない。

(情報の機密の保持と適正管理)

第 18 条 乙は、本業務の実施によって得られた情報を第三者に公開、開示してはならず、また業務遂行以外の目的で使用してはならない。

2. 更に乙は、甲から提供された情報（以下、「提供情報」という）を適正に管理し、情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等が生じないよう万全の対策を講じなければならない。

(情報の返還)

第 19 条 乙は、本業務が完了したときは、提供情報について、甲の指示に従い返却、抹消等の措置をとらなければならない。

(疑義の解明)

第 20 条 本契約に定めのない事項または本契約の記載事項の解釈について疑義が生じた場合、甲・乙誠意をもって協議し解決するものとする。

(合意管轄)

第 21 条 甲及び乙は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意し、紛争を解決するものとする。

本契約の成立を証するため本書 2 通を作成し、各当事者記名捺印のうえ各 1 通を保有する。

2024 年 4 月 1 日

甲 大阪府中央区城見 2 丁目 1 番 61 号 ツイン 21MID タワー 31 階
一般社団法人大阪ビジネスパーク協議会
代表理事 田ノ畑 好幸

乙 大阪府西区立売堀 1 丁目 5 番 2 号 立売堀ビルディング 1 階
株式会社グリーンチーム
代表取締役 月ヶ洞 利彦

OBP 協議会の花壇「OBP Blooming Place」の維持管理業務の業務委託仕様書

本業務委託仕様書は、一般社団法人大阪ビジネスパーク協議会（以下「OBP 協議会」という。）が、標記業務を委託するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

1. 委託する業務

OBP 協議会が設置運営する花壇「OBP Blooming Place」（以下「花壇」という。）の維持管理業務

2. 維持管理を委託する花壇

- ① OBP パークアベニュー城見 1 丁目交差点 ダブルけやきの民地側足元(1.0m 角)8 か所
- ② OBP 北側寝屋川沿い 法面約 25 m²

3. 業務内容

花壇の運営維持管理

- ・花ガラ摘み、除草、清掃（週 1 回程度）
- ・水やり（上記作業に伴って必要に応じて）
- ・上記作業に必要な材料費（肥料防虫剤等の資材、補植費用等）
- ・緊急連絡の一次受付対応（各地権者に対する契約書類等に連絡先を記載）
- ・月次作業報告（チェック及び簡単なコメント程度、メール等での報告書送付）を翌月 5 日までに OBP 協議会事務局に提出する。
- ・予期しない花枯れなどの事故が生じた場合は、その都度 OBP 協議会に迅速に報告し OBP 協議会の指示により適切な対応を行うこと。なお対応に下記 4 の委託料で対応できない経費が発生する場合は、事前に OBP 協議会と協議すること。

4. 委託料

	委託料（消費税別）	維持管理対象花壇の表示等、左の説明
植栽維持管理	月額 100,000 円	寝屋川沿い約 25 m ² 、パークアベニューの櫟の根元の 8 升
材料費	一式 100,000 円	肥料防虫剤等資材、補植費用等

5. 業務委託の期間

2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで

6. その他

契約期間の途中で OBP 協議会が花壇を拡張する場合など、OBP 協議会は、本仕様書を変更することができる。

以上

OBP 協議会の植花活動 植栽運営維持管理報告

2024-25 年度 4 月管理報告				
巡回実施日	2024.4.7 (日)	2024. 4.13 (土)	2024. 4.20 (土)	2024. 4.28 (日)
実施時間	AM10:10~PM14:30	AM10:45~PM13:20	AM11:10~PM14:50	AM9:50~PM13:40
天候	くもり	晴れ	晴れ	晴れ 気温上昇
気温	24℃	24℃	25℃	28℃
ツイン 21(NW)	・雑草、落葉、ゴミ除去、オルラヤとスイセンの花がら摘み、たっぷりと灌水を実施しました。 ・オルラヤがよく咲いています。	・宿根草の枯葉除去、雑草除去、オルラヤの花がら摘み、たっぷりと灌水を実施しました。 ・チューリップが開花しました。	・落葉やゴミ等除去、雑草除去、オルラヤの花がら摘み、たっぷりと灌水を実施しました。 ・オダマキが開花しました。	- オルラヤ、チューリップの花がら摘み、ノコンギク'夕映'の剪定、たっぷりと灌水を実施しました。 ・ネペタ開花、ペンステムンに蕾がつかしました。
松下 IMP (SW)	・雑草、不要な枯れ葉やゴミ等の除去、たっぷりと灌水を実施しました。 ・ホスタ、フウチソウが芽吹きました。	・不要な枯れ葉除去、たっぷりと灌水を実施しました。 ・先週とは違うホスタが芽吹きました。	・落葉やゴミ等の除去、枯葉除去、たっぷりと灌水を実施しました。 ・カラーリーフの色彩が若葉と相まって美しいです。	・カラスバタンチョウソウの花がら摘み、枯れ葉除去、たっぷりと灌水を実施しました。 ・ホスタの葉が展葉しています。
住友生命 (SE)	・雑草、落葉の除去、ガーデンシクラメンの花がら摘みを実施し、たっぷりと灌水を実施しました。 ・チューリップが開花しました。	・落葉、雑草除去、ガーデンシクラメンの花がら摘み、シロタエギクの枯れ葉除去、剪定、たっぷりと灌水を実施しました。 ・チューリップホンキートンク開花しました。	・落葉、雑草除去、ガーデンシクラメンの花がら摘み、シロタエギクとコレオプシスのバラ調整の剪定、たっぷりと灌水を実施しました。	・落葉、雑草除去、ガーデンシクラメンの花がら摘み、枯れ葉除去、たっぷりと灌水を実施しました ・サルビア'スノーヒル'、エキナセア'サンシーカーマジェンダ'に蕾があがっています。
富士通 (NE)	・雑草除去、アネモネの花がら摘み、カレックスの剪定、様子を見ながら灌水を実施しました。 ・アジュガ 4 株を補植しました。	・雑草除去、宿根草の枯葉除去アネモネの花がら摘み、たっぷりと灌水を実施しました。 ・チューリップ（黄色）開花、スキザクリウムが芽吹きました。	・落葉、雑草除去、アネモネ、アジュガ、チューリップの花がら摘み、サルビアアズレアとアガスターシェの剪定、たっぷりと灌水を実施しました。	・落葉、雑草除去、アネモネ、アジュガ、チューリップの花がら摘み、アスターメンヒの剪定、たっぷりと灌水を実施しました。

OBP 協議会の植花活動 植栽運営維持管理報告

寝屋川沿い	・落葉、吸い殻ゴミ等、雑草の除去、チューリップ、アネモネの花がら摘み、カレックスのバランス調整の剪定、雨のかからないエリアを中心にたっぷり灌水を実施しました。 ・アスチルベ 12 株、フロックス 12 株、ベロニカストラム 4 株を補植しました。 ・3 月は気温が低かったため、昨年より動きは遅いですが、様々な宿根草の芽吹きが始まっています。	・落葉、吸い殻ゴミ等、雑草の除去、チューリップ、アネモネの花がら摘み、雨のかからないエリアを中心にたっぷり灌水を実施しました ・スカビオサ 2 株を補植しました。 ・スキザクリウム、ルエリア・フミリス、アスター・デバ리카ツスの芽吹きが始まりました。	・落葉、吸い殻ゴミ、雑草の除去、アネモネ、フロックス、チューリップなどの花がら摘み、雨のかからないエリアを中心にたっぷりと灌水を実施しました。 ・オダマキ・イエロークイーン、アムソニアストームクラウドが開花しました。昨年 9 月追加した球根のアリウムの開花が始まりました。	・落葉、吸い殻ゴミ、雑草の除去、アネモネ、フロックス、チューリップなどの花がら摘み、アスター'アイデアル'、ノコンギク'清澄白山菊'などの剪定、雨のかからないエリアを中心にたっぷりと灌水を実施しました。 ・気温が高くなり、チューリップは終わりましたが、この 1 週間で宿根草が随分成長しています。
-------	---	--	---	---

OBP 協議会の植花活動 植栽運営維持管理報告

ツイン 21 (NW)  4/7	 4/20	 4/28
ツイン 21 (NW2)  4/7	 4/20	 4/28
松下 IMP (SW)  4/7	 4/20	 4/28
松下 IMP (SW2)  4/7	 4/20	 4/28
住友生命 (SE)  4/7	 4/20	 4/28

OBP 協議会の植花活動 植栽運営維持管理報告

住友生命 (SE2)  4/7	 4/20	 4/28
富士通 (NE)  4/7	 4/20	 4/28
富士通 (NE2)  4/7	 4/20	 4/28
寝屋川沿い  4/7	 4/20	 4/28
寝屋川沿い  4/7	 4/20 アリウム開花目前	 4/28 アリウム開花